

ミツヒロニュース



今年はどのような一年を過ごされましたか？来年は、スピードが何より重要な年となりそうです。現在の経済、政治、気候など、更に目まぐるしく変化すると考えられるので、「迅速にアクションを起こす」ことが成功のカギとなります。様々な問題が発覚し、障害物を除去しないと前進できません。外界の抵抗や妨害をものともせず、古い状態から抜け出して新しい情勢を創出しましょう。

光廣 昌史

🎁 今月のトピックス

- ◇「駆け込み贈与 残り1ヵ月」
- ◇「電子帳簿保存法改正」
- ◇「役員報酬総額の上限を超えていませんか？」
- ◇お知らせ
「年末年始に伴う休業のお知らせ」
- ◇あとがき
「今年もありがとうございました」



駆け込み贈与 残り 1 ヵ月

来年1月から贈与税の仕組みが大きく変わります。死亡前の一定期間の生前贈与を相続財産に加算する「持ち戻し」の期間が、3年から7年へと大幅に延長されます。この持ち戻し期間の延長は2027年から2031年にかけて段階的に実施されますが、実は来年1月以降に行われる贈与からすべてが新ルールの対象になることは意外と知られていません。見直し前の駆け込み贈与が許されるのは残り約1ヵ月です。早めに贈与を考えてください。

| 2021年 (R3) | 2022年 (R4) | 2023年 (R5) | 2024年 (R6) | 2025年 (R7) | 2026年 (R8) | 2027年 (R9) | 2028年 (R10) | 2029年 (R11) | 2030年 (R12) | 2031年 (R13) |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 改正前の持ち戻し期間 | | | | | | 経過措置期間 | | | | 完全移行 |
| | | | 相続発生 | | | | | | | |
| | | | | 相続発生 | | | | | | |
| | | | | | 相続発生 | | | | | |
| | | | | | | 相続発生 | | | | |
| | | | 総額 100万円控除 | | | | 相続発生 | | | |
| | | | 総額 100万円控除 | | | | | 相続発生 | | |
| | | | 総額 100万円控除 | | | | | | 相続発生 | |
| | | | 総額 100万円控除 | | | | | | | 相続発生 |

| 贈与の時期 | 加算対象期間 | 加算対象期間 |
|-------------|----------------------|----------------|
| ～令和5年12月31日 | | 相続開始前3年間 |
| 令和6年1月1日～ | 贈与者の相続開始日 | |
| | 令和6年1月1日～令和8年12月31日 | 相続開始前3年間 |
| | 令和9年1月1日～令和12年12月31日 | 令和6年1月1日～相続開始日 |
| | 令和13年1月1日～ | 相続開始前7年間 |

最終的に2031年1月1日に持ち戻し期間が7年になるわけです。図を見れば、「新制度の対象となるのは、来年1月1日以降の贈与」であることが分かります。「持ち戻し」の期間が3年から7年へと段階的に延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、**総額100万円まで加算されません。1年間に100万円ではなく、総額100万円までが控除になる**点に注意しましょう。

電子帳簿保存法改正

<電子帳簿保存法とは>

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類（電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引）に区分されています。

電子帳簿保存法の範囲

取引先から取引関係書類をメールや Web サイトで受け取っている場合、▶電子取引への対応（義務化）
対象書類：請求書・見積書・契約書・領収書

取引先から取引関係書類を紙で受け取っている場合、▶スキャナ保存への対応（任意）
対象書類：請求書・見積書・契約書・領収書

国税関係帳簿・決算書類を紙で管理している場合、▶電子帳簿等保存への対応（任意）
対象書類：国税関係帳簿・決算関係書類

電子帳簿保存の範囲

スキャナ保存の範囲

| 国税関係帳簿 | 国税関係書類 | | | | 電子取引 |
|--|---|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| | 決算関係書類 | 取引関係書類 | | 取引先から受領した書類 | |
| | | 自己が作成した書類 | | | |
| データ 仕訳帳 総勘定元帳 売掛帳 固定資産台帳 現金出納帳など | データ 貸借対照表 損益計算書 試算表 など | データ 請求書（控） 領収書（控） など | 紙 請求書（控） 領収書（控） など | 紙 請求書 領収書 など | メール添付 WEB送受信 FAX EDI 電子契約 |

2024年1月1日以後の電子取引は全事業者義務化されます！

【2024年1月1日以後にやりとりする電子取引に適用】

1. 検索機能のすべてを不要とする対象者の見直し

原則、検索機能の確保として、取引年月日、取引金額、取引先について検索できることが必要ですが、税務調査の際に調査担当者からのダウンロード要請に応えることができる場合、すべての検索要件が不要です。

<対象者>

- ・ **基準期間の売上高が5,000万円以下の者である場合**
基準期間とは法人では2事業年度前、個人では前々年にあたりますが、その期間の売上高が5,000万円以下（改正前は1,000万円以下）であれば検索要件は不要です。
- ・ **電子取引を書面出力している者が一定の要件を満たす場合**
電子保存データを書面に出力し、取引年月日、取引先などで整理された状態で提示することができる場合には、検索要件は不要です。

2. 有恕措置の廃止

2023年12月31日までは、電子取引であっても出力書面の保存をもって電子データの保存に代えることができます。この有恕措置は、適用期限の2023年12月31日で廃止されます。

(次頁へつづく)

3. 猶予措置の新設

電子取引の電子データ保存への移行が「相当の理由により」できなかった者については、電子保存データを書面に出力し、かつ、電子データをダウンロードできるようにしておけば、検索要件は不要となります。（期限なしの猶予措置）

電子帳簿保存法の内容が改正されました

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

(3)新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

「電子帳簿保存法の内容が改正されました」国税庁（法人番号 7000012050002）令和5年4月発行チラシ引用

<企業が今から対応すべき準備> 5つのポイント

1. 現状の電子取引の種類や形式を把握

電子取引でやり取りしている種類を洗い出し、媒体別に区分し、データ形式を把握しておきましょう。交通系ICカードの利用履歴やスマホのスクリーンショットも電子取引に該当します。

2. 電子取引のデータ保存方法を検討

税務署の調査官が要求した取引を画面で日付、金額、取引先名を指定してデータ検索可能な状態にして閲覧ができる状態にしておきましょう。データの保存先は社内でルール決めをし、ファイル名に「日付、金額、取引先名」を付けるなどの工夫をしましょう。

3. 証憑管理クラウドサービスの利用を検討

専用のシステムを開発・購入するには高額なIT投資が必要ですから、中小企業の場合は初期投資が少ないクラウドサービスの利用が適しているでしょう。

4. 電子取引の税務調査対応

電帳法に対応したシステムを利用すれば安心ですが、電子取引の原本データを社内で管理する場合は、経理のパソコンやファイルサーバーに書類ごとにフォルダを設定して一元的に管理する必要があります。

5. 経理規程の整備

電子取引のデータの保存の仕方や、運用管理のルールについては新しく規定する必要があります。国税庁のWebサイトに、法人用と個人事業主用の「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」のひな型がWord形式で掲載されていますので、ダウンロードして参考にしてください。

電子取引データ保存はまもなく対応が必須になります！

早め早めの準備をするようにしましょう！詳しくは当事務所までご相談ください！



【ご案内】

弊社は、相続・事業承継のコンサルティング会社である（株）青山財産ネットワークス（弊社提携先）様の不動産共同所有システム（アドバンテージクラブ）を皆様にご紹介することが可能となっております。ご興味があり詳しい内容をお知りになりたい方は、今回以降同封いたします「アドバンテージクラブ」チラシ記載のQRコードからご確認いただくか、弊社担当者が（株）青山財産ネットワークス様の担当者にお繋ぎさせていただきます。

役員報酬総額の 上限を超えていませんか？

1. 役員報酬 (=役員給与)を決める機関

会社法で、役員報酬は、定款にその事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるとされています。役員報酬の改定をするたびに定款の変更をすることは手間が掛かるので、株主総会の決議で決めている会社が多いのではないのでしょうか。

また、株主に同族でない人がいる場合は、できるだけ各個人の役員報酬額は開示したくないとして、その決定を取締役に委任しているケースが多いものと思われます。

2. 過大な役員給与の損金不算入

法人税法で、役員給与のうち、不相当に高額な部分の金額は、過大な役員給与として損金の額に算入されないこととなっています。過大部分の額の判定基準等として、法人税法施行令で、実質基準と形式基準が示されています。

実質基準とは、役員の職務内容や法人の収益、使用人に対する給与の支給状況、類似法人の役員給与の支給状況を総合勘案して算定した額を基準とするものです。形式基準とは、定款の規定又は株主総会等の決議によって定められている給与として支給することができる限度額を基準とするものです。

それぞれの基準で適正と認められる額を超えるものが過大部分の額とされ、いずれも多い金額が過大な役員給与として損金不算入となります。

3. 株主総会で決めた総額を超えないよう注意

実質基準の金額は算定が難しいので過大部分があるかどうかすぐにはわかりません。(過大な部分がないとするためには、役員給与額を決めた根拠等を書面で準備しておくことが必要です。)

一方、形式基準は、過去に決めた金額があるので、それを超えている場合は過大とみなされます。

株主総会で決めた総額の範囲内であれば、次の事業年度開始から3か月以内に取締役会で新役員給与を決めることができるので、毎年、取締役会でのみ報酬額の改定をしている会社が多いのではないのでしょうか。

取締役会で決めた個々の役員給与の合計額が、いつの間にか、株主総会で決めた総額(=役員報酬額の上限額)を超えていると形式基準で即刻アウトとなります。改定時には、常に、以前株主総会で設定した上限額の確認を怠らないことが肝要です。

参考文献： ■納税通信 ■ゆりかご

年末年始に伴う休業のお知らせ



弊社の年末年始に伴う休業日を
下記の通りとさせていただきます。

ご了承の程、よろしくお願いいたします。

休業期間：12月29日(金)～1月4日(木)

尚、5日(金)より平常通り業務を行います。

あしがき

今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙での情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお届けする所存ですので、今後とも宜しくお願いいたします。

新しく迎える年が、希望に満ちた年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

(総合企画部)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

